

九州産業大学大学院学則

第1章 総則

(建学の理想)

第1条 九州産業大学大学院（以下「大学院」という。）は、九州産業大学（以下「本学」という。）の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とし、建学の理想「産学一如」の実現を目指して教育・研究体制を整備している。産学一如とは、すなわち、「産」（産業界）と「学」（大学）とを連動させ、「学」を「産」に活かす教育（理論と実践の統合）を志向することである。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第1条の2 大学院は、第1条に定める本学の建学の理想のもと、広く産業界の期待に応えられる“実践力”“熱意”“豊かな人間性”を持った人材を輩出すべく、深い教養に裏打ちされたグローバル化に対応できる心身共に健全な人間教育の実践に努めている。

2 大学院各研究科又は専攻における人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的は、別表甲に定める。

(3つのポリシー)

第1条の3 大学院の3つのポリシー（学位の授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受け入れ方針）は、次のとおりとする。

〈博士前期課程〉

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

博士前期課程は、次の能力を備えかつ修士学位論文等の最終審査に合格した者に博士前期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 研究を通じて修得した高度で専門的な知識・技術・技能を高い倫理観に基づき、適切に活用できる。
2. 多様な社会的課題に対し、高度なコミュニケーション力や論理的思考力、創造力を発揮し、合理的、効果的に課題解決ができる。
3. 国際社会や地域社会を牽引する幅広く深い知識を備え、高度な専門性を必要とする職業活動を担うことができる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

博士前期課程は、学位授与方針で示す能力を大学院生が身につけることができるよう、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 研究の基盤となる教養と豊かな人間性を持った人材を育成する。
2. 講義、演習等の授業科目を体系的に組合わせた高度な授業を通して、自身の専門分野を含めた幅広い知識・技術・技能を学び、社会の変化に対応できる人材を育成する。
3. 研究者として必要な高い倫理観に基づき、国際社会や地域社会の多様な課題を発見し、それを解決に導く能力を身につけ、社会に還元できる人材を育成する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

博士前期課程は、次の知識・能力・意欲を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 各研究分野で必要な専門的な知識・技術・技能を身につける意欲のある人。
2. 熱意を持って研究に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献しようとする志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に強い関心を持ち、専門的な知識・技術・技能を用いて主体的に課題解決に取り組もうとする人。

〈博士後期課程〉

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

博士後期課程は、次の能力を備えかつ博士学位論文等の最終審査に合格した者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 研究者として自立し、高度な研究活動を行うために必要な高い倫理観に基づき、専門的な知識・技能、研究・開発における行力を意欲的に活用できる。
2. すぐれた指導力を発揮し、学術的な見地から社会の様々な課題を解決できる。
3. 多様な人々との協調・協力により、国際社会や地域社会の発展に貢献できる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

博士後期課程は、学位授与方針で示す能力を大学院生が身につけることができ、さらに研究者として自立し、高度な水準の研究成果を上げることができるよう、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 高度で専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を修得し、社会で活躍できる自立した人材を育成する。
2. 研究分野において必要な倫理観と学際的視点を備えた人材を育成する。
3. 身につけた成果を国際社会や地域社会に還元できる人材を育成する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

博士後期課程は、次の幅広い知識・技能、研究・開発における遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的かつ総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 高度な研究活動を通して成果を上げることに強い意志のある人。
2. 指導的な立場で、持続可能な社会の発展に積極的に貢献しようとする意志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に取り組む探求心があり、課題解決のために高度で専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を活用しようとする人。

2 大学院各研究科又は各専攻における3つのポリシー（学位の授与方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者の受け入れ方針）は、別表甲に定める。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。
- 3 本学は、第1項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 4 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 課程

(課程)

- 第3条 大学院に、修業年限を2年とする博士前期課程及び修業年限を3年とする博士後期課程を置く。
- 2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(情報の公表)

- 第3条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
- (1) 本学の教育研究上の目的に関すること。
- (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
- (9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用により広く周知を図るものとする。

第3条の3 削除

(研究科及び専攻)

- 第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

経済・ビジネス研究科	経済学専攻	博士前期課程
	現代ビジネス専攻	博士前期課程
工学研究科	経済・ビジネス専攻	博士後期課程
	産業技術デザイン専攻	博士前期課程
芸術研究科	産業技術デザイン専攻	博士後期課程
	造形表現専攻	博士前期課程
国際文化研究科	造形表現専攻	博士後期課程
	国際文化専攻	博士前期課程
情報科学研究科	国際文化専攻	博士後期課程
	情報科学専攻	博士前期課程
	情報科学専攻	博士後期課程

第3章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・ビジネス研究科	経済学専攻	7	14	—	—
	現代ビジネス専攻	20	40	—	—
	経済・ビジネス専攻	—	—	5	15
工学研究科	産業技術デザイン専攻	35	70	4	12
芸術研究科	造形表現専攻	14	28	6	18
国際文化研究科	国際文化専攻	15	30	5	15
情報科学研究科	情報科学専攻	20	40	4	12

第4章 修業年限、在学年限、学年、授業期間、学期及び休業日

(修業年限)

第6条 大学院における各課程の修業年限は、次の各号のとおりとする。

(1) 博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

(長期にわたる教育課程の履修)

第6条の2 大学院は、前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修」という。）を希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第7条 学生は、原則として、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

(1) 博士前期課程 4年

(2) 博士後期課程 6年

2 前項の規定にかかわらず、編入学又は再入学を許可された学生は、原則として、入学した課程の修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(1年間の授業期間)

第9条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から 9月15日まで

後学期 9月16日から翌年 3月31日まで

2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業 4月1日から 4月6日まで

(5) 夏季休業 7月28日から 9月15日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年 1月7日まで

2 学長は、必要がある場合には休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育方法及び課程修了

(授業及び研究指導)

第12条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文又は特定の課題についての研究等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第13条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

(単位の算出基準)

第13条の2 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位として、各授業科目の単位数を計算するものとする。

2 学位論文、特定の課題についての研究の成果等については、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができるものとする。

(履修方法等の特例)

第14条 学長が教育上有益と認めるときは、大学院の定めるところにより、学生に他の大学院、専門職大学院又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 学長は、前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位について、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、10単位を超えない範囲で、大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 3 学長が教育上有益と認めるときは、学生に他の大学院、専門職大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 4 学長が教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院、他の大学院又は専門職大学院において履修した授業科目について修得した単位は、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、14単位を超えない範囲で、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 5 大学院は、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目修了の認定)

第15条 授業科目修了の認定は、試験等により行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由のために試験を受けなかった者については、追試験を行うことがある。
- 3 学長は、試験の方法について、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上でこれを定める。

(成績)

第16条 試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とする。

- 2 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- 3 成績の表示は、次表により行う。

種別	区分			
	100点 ～80点	79点 ～70点	69点 ～60点	59点以下
成績証明書上の表示	優	良	可	不可(表示せず)
学生への成績表示	合			否

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第16条の2 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(課程修了の要件)

- 第17条 博士前期課程の修了の要件は、2年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程の修了の要件は、3年以上在学して、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年(第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者は、2年)以上在学すれば足りるものとする。
- 4 工学研究科及び芸術研究科においては、前項の学位論文に研究指導教員の指導により作品を加えることができるものとする。
- 5 第1項のただし書及び第3項に規定する「特に優れた業績を上げたと認められた者」及び「特に優れた研究業績を上げたと認められた者」に係る認定方法は、別に定める。

第6章 学位及びその授与

(学位の授与)

- 第18条 修士又は博士の学位は、前条に規定する課程修了の要件を満たした者に対して、研究科教授会又は研究科委員会の意見を聴取した上で学長がこれを授与する。
- 2 博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を提出して学位論文の審査と試験に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の広い学識と高度の研究能力を有する者と認められたときは、研究科教授会の意見を聴取した上で、学長が博士の学位を授与することができる。
- 3 学位の授与については、別に定める。

第7章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

- 第19条 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 2 大学院の研究科において、所要資格を取得できる専修免許状の種類及び免許教科は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称		免許状及び免許教科の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
経済・ビジネス 研究科	経済学専攻	社 会	公民、商業
	現代ビジネス専攻	社 会	公民、商業
工学研究科	産業技術デザイン専攻	数学、理科	数学、理科、工業
芸術研究科	造形表現専攻	美 術	美 術
国際文化研究科	国際文化専攻	国語、英語、社会	国語、英語、 地理歴史、公民
情報科学研究科	情報科学専攻		情 報

- 3 前項の所要資格を得るための授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。

第8章 入学、編入学及び再入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、入学の時期を学期の始めとすることができる。

(博士前期課程の入学資格)

第21条 博士前期課程に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において個別の入学資格審査により認めた者

2 前項第8号に規定する「個別の入学資格審査」に係る認定方法は、別に定める。

(博士後期課程の入学資格)

第22条 博士後期課程に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第104条第1項に定める修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学院において個別の入学資格審査により認めた者

2 前項第6号に規定する「個別の入学資格審査」に係る認定方法は、別に定める。

(出願手続)

第23条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表第2に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第24条 入学は、学力検査等によって決定する。

2 入学者の選抜方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第25条 入学者の選抜に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書及びその他の書類を提出するとともに、別表第2に掲げる入学金及び修学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第26条 学長は、大学院に編入学を志願する者の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、編入学を許可することがある。

2 大学院に編入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学院の修了者、退学者又は除籍者
- (2) 他の大学院の修了者又は退学者
- (3) 編入学の選抜方法及び編入学年次等の必要な事項は別に定める。
- (4) 学長は、編入学を許可された者の既に修得した単位の認定その他については、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上でこれを決定する。
- (5) 編入学を許可された者の納付金及び手数料については、納付金及び手数料に関する規程（大学）に定めるところによる。

(再入学)

第27条 学長は、大学院の退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、第32条第1号により除籍された者を除き、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、再入学を許可することがある。

2 再入学を許可された者の既に修得した単位の認定その他については、学長が、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で決定する。

3 再入学を願い出る者は、別表第2に掲げる再入学選考料を納付しなければならない。

第9章 休学、復学、長期欠席、退学、除籍及び他大学受驗

(休学)

第28条 休学しようとする者は、その理由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、次のとおりとする。

- (1) 前学期休学 前学期全期間の休学
- (2) 後学期休学 後学期全期間の休学
- (3) 通年休学 4月1日から翌年3月31日までの休学
- (4) 休学期間は、博士前期課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることはできない。
- (5) 休学期間は、第7条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学を許可された者は、休学期間満了を以って復学するものと

2 復学の時期は、学年の前学期又は後学期の始めとする。なお、通年休学を許可された者において、前学期末までに休学の事由が消滅したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て後学期始めの復学を認めることがある。

(長期欠席)

第30条 病気又はやむを得ない事由により、1カ月以上で休学期間に満たない欠席をしようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を研究科長に提出しなければならない。

2 1カ月に満たない欠席の場合は、当該授業科目担当教員に届け出なければならない。

3 長期欠席の期間は、第7条に規定する在学期間に算入する。

(退学)

第31条 退学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第32条 学長は、次の各号の一に該当する者を、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で除籍する。

- (1) 第7条に規定する在学年限を超える者
 - (2) 修学費又は在籍料を納付しない者
 - (3) 理由なく履修届の提出等在籍に要する手続きを履行しない者
- (他大学受験)

第33条 学生が、他の大学院の受験を出願するときは、他大学受験許可願を提出しなければならない。

第10章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として、特に表彰に価する行為のあった者を、所定の手続きを経て、表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第35条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、所定の手続きを経て、懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 修学費、受講料等及び手数料

(修学費等)

第36条 大学院の学生は、指定された期日までに、別表第2に掲げる修学費を納付しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて受講料等及び手数料を納付するものとする。

(休学中の修学費及び在籍料)

第37条 休学を許可された者については、修学費を免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。

(修学費等の督促)

第38条 所定の期日までに修学費又は在籍料を納付しない者には督促し、納付しない場合は登学を停止する。登学停止後、なお納付しないときは、第32条の規定に基づき、除籍する。

(納付金等の返付)

第39条 納付金等の返付の取り扱いについては、納付金及び手数料に関する規程(大学)の定めるところによる。

第12章 教員組織

(教員組織)

第40条 大学院の教員組織は、次の各号の教員をもって構成する。

- (1) 博士後期課程の研究指導教員(研究指導及び講義担当適格者)
 - (2) 博士後期課程の研究指導補助教員(研究指導の補助並びに講義(及び実験)担当適格者)
 - (3) 博士前期課程の研究指導教員(研究指導及び講義担当適格者)
 - (4) 博士前期課程の研究指導補助教員(研究指導の補助並びに講義(及び実験)担当適格者)
- 2 大学院の教育研究上必要に応じて、専属教員を置くことができる。

第13章 運営組織

(学長、副学長、研究科長及び専攻主任)

第41条 本学に学長及び副学長を置き、各研究科に研究科長を置く。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、大学を代表する。
 - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - (3) 研究科長は学長を助け、研究科に関する校務をつかさどる。
- 2 複数の専攻を有する研究科においては、専攻主任を置くことができる。
 - (1) 専攻主任は研究科長を補佐し、専攻の所管する事項をつかさどる。
 - 3 研究科長及び専攻主任の選出については、別に定める。

(研究科教授会)

第42条 各研究科に、研究科教授会を置く。

- 2 研究科教授会は、当該研究科博士後期課程の研究指導教授をもって構成する。
- 3 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 博士の学位論文の審査及び学位の授与並びに最終試験又は試験に関する事項
 - (2) 博士後期課程の入学試験に関する事項
 - (3) 研究科の教育課程に関する事項
 - (4) 博士後期課程学生に対する教育研究に関する事項
 - (5) 博士後期課程学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (6) 博士後期課程学生の厚生及び賞罰に関する事項
 - (7) 博士後期課程学生の就職に関する事項
 - (8) 研究科長候補者の選出に関する事項
 - (9) 博士後期課程を担当する教員の資格審査に関する事項
- 4 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第43条 各研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科博士前期課程の研究指導教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 修士の学位論文又は作品の審査及び学位の授与並びに最終試験に関する事項
 - (2) 博士前期課程の入学試験に関する事項
 - (3) 博士前期課程学生に対する教育研究に関する事項
 - (4) 博士前期課程学生の入学及び課程の修了に関する事項
 - (5) 博士前期課程学生の厚生及び賞罰に関する事項
 - (6) 博士前期課程学生の就職に関する事項
 - (7) 専攻主任候補者の選出に関する事項
 - (8) 博士前期課程を担当する教員の資格審査に関する事項
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 研究科委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(研究科長会議)
第44条 大学院に、研究科長会議を置く。
2 研究科長会議に関し必要な事項は、別に定める。
第45条 削除

第14章 図書館及び附属施設

(図書館)
第46条 本学に附属図書館を設ける。
2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。
(附属施設)
第46条の2 大学院に次の附属施設を置く。
臨床心理センター
2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 研究生及び科目等履修生

(研究生)
第47条 学長は、修士又は博士の学位を取得した者若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者が、研究指導教員の指導の下に特定の事項について研究を志願した場合の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、研究生として許可することがある。
2 前項の場合において、学位を他の大学院で取得した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者については、あらかじめ学長の承認を得なければならない。
3 研究生は、別に定める納付金及び手数料を納付しなければならない。
4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生)
第48条 学長は、大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者の選考について博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で、在学生の学修に妨げのない限り科目等履修生として許可することがある。
2 科目等履修生を出願できる者は、第21条の規定による入学資格を有する者に限る。
3 科目等履修生の単位認定については、第15条及び第16条の規定による。
4 科目等履修生は、別に定める選考料及び科目受講料を納付しなければならない。
5 その他科目等履修生の出願に関し必要な事項は、別に定める。
(科目等履修生の期間)
第49条 科目等履修生を許可する期間は、通年又は前学期若しくは後学期とする。ただし、その都度願い出により継続することができる。
(規則の遵守)
第50条 研究生及び科目等履修生は、本学が定める諸規則を遵守しなければならない。

第16章 厚生、保健及び奨学制度

(厚生、保健及び奨学制度)
第51条 厚生、保健及び奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和49年4月1日芸術研究科増設に伴い、これを改正施行する。
- 3 本学則は、昭和50年4月1日経済学研究科経済学専攻、工学研究科建築学専攻増設に伴い、これを改正施行する。
- 4 本学則は、昭和51年4月1日からこれを改正施行する。
- 5 本学則は、昭和52年4月1日工学研究科の授業科目の名称変更に伴い、これを改正施行する。
- 6 本学則は、昭和53年4月1日工学研究科の授業科目の増設及び単位増に伴い、これを改正施行する。
- 7 本学則は、昭和54年4月1日工学研究科の一部授業科目の名称及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 8 本学則は、昭和55年4月1日から工学研究科の授業科目の名称変更に伴い、これを改正施行する。
- 9 本学則は、昭和56年4月1日から工学研究科の授業科目の増設及び芸術研究科の単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 10 本学則は、昭和57年4月1日から工学研究科の授業科目の新設に伴い、これを改正施行する。
- 11 本学則は、昭和58年4月1日から経済学研究科及び工学研究科の授業科目の変更等に伴い、これを改正施行する。
- 12 本学則は、昭和60年4月1日から工学研究科建築学専攻の授業科目の変更、芸術研究科の授業科目の変更及び新設に伴い、これを改正施行する。
- 13 本学則は、昭和61年4月1日から経済学研究科経済学専攻の授業科目の新設に伴い、これを改正施行する。
- 14 本学則は、昭和62年4月1日から経済学研究科の授業科目の新設及び学則第23条の一部改正に伴い、これを改正施行する。
- 15 本学則は、昭和63年4月1日から芸術研究科の授業科目の新設及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 16 本学則は、平成元年4月1日から経済学研究科の授業科目の新設及び工学研究科の授業科目の新設・変更及び単位変更に伴い、これを改正施行する。
- 17 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第17条及び第33条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第12条及び第33条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条及び第36条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅲ.1及び第36条第1項別表第2(3)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1及びⅢ.1 2(1)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1、Ⅴ.1 2(1)の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1 2(1)、Ⅱ.1、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1 2(1)、Ⅱ.1、Ⅲ.1 2(1)、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅱ.1、Ⅲ.1、Ⅴ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.1、Ⅲ.1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月25日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 改正後の学則第13条別表第1Ⅱ.1の規定は、平成14年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第13条別表第1、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第26条、第27条、第28条、第32条、第35条、第40条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 国際文化研究科国際文化専攻博士課程は、平成16年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第6条の2、第13条別表第1Ⅰ～Ⅴ、及び第17条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第1Ⅰ.Ⅵは、平成16年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第19条第2項の規定の適用については、平成17年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ～Ⅲの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅱ、Ⅳ、Ⅵの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1、第17条、第19条及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 経済学研究科、商学研究科及び経営学研究科は、平成21年4月1日から学生募集を停止し、当該学生の修了を待って廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅳ、Ⅴの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1、第17条及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第13条別表第1Ⅰ 経済・ビジネス研究科博士前期課程については、平成22年度入学生から適用する。
- 4 工学研究科機械工学専攻、電気工学専攻、工業化学専攻、土木工学専攻、建築学専攻、生産システム工学専攻及び社会開発・環境システム工学専攻は、平成23年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了を待って廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第4条、第5条、第13条別表第1及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 芸術研究科博士前期課程美術専攻、デザイン専攻及び写真専攻は、平成24年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の修了を待って廃止する。
- 4 改正後の学則第26条の規定については、平成24年度志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅰ及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第25条別表第2(2)「入学金」の規定については、平成25年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第36条別表第2(3)「修学費」の規定については、平成26年度入学生から適用する。
- 3 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 平成25年度以前に入学した学生が、所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するため引き続き在学を願い出たときは、改正後の学則第13条別表第1及び第36条別表第2の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅳ及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅳ及び第19条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅱ、Ⅳ、第19条及び第36条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1Ⅱ及びⅣの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第1条の2別表甲、第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第1条の2別表甲、第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第1条の3の規定については、令和4年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第1条の2別表甲、第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第1条の2別表甲、第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第1条の2別表甲、第13条別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

別表甲

人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的、3つのポリシー

1. 経済・ビジネス研究科

<博士前期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

博士前期課程には、経済学専攻と現代ビジネス専攻の2専攻を設置している。経済学専攻では、経済理論の研究や実証分析、経済史の研究など多様なカリキュラムを準備し、各種資格取得やエコノミストの育成などを目標としている。現代ビジネス専攻では、経営理論、会計及び国際ビジネスなどの豊富なカリキュラムを準備して、各種資格取得やスペシャリストの育成などを目標としている。

《経済学専攻》

経済学専攻は、経済分野と地域づくり分野とからなる。経済分野は経済理論、経済・経営史、経済政策などの科目で構成しており、高度な専門知識と研究能力を持った優秀な人材を育成する。地域づくり分野は地域学、地域政策などの科目で構成しており、地域振興・組織運営のための高度な専門知識と研究能力を持った優秀な人材を育成する。

《現代ビジネス専攻》

現代ビジネス専攻は、ビジネス・会計・観光分野とマネジメント分野とからなる。ビジネス・会計・観光分野はビジネスにおける競争優位の実現を担い、さらに実務能力の向上と理論の進化を図る会計業務・観光業に通じたビジネスパーソンを育成する。マネジメント分野は事業経営・ヒト・モノ・カネ・情報について問題発見と課題解決能力を持った事業家・経営者・研究者を養成する。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

博士前期課程は、研究者養成コースまたは専修コースそれぞれの履修方法等に基づいて所定の単位を修得し、かつ理論的及び実証的な研究を行った内容の修士論文又は課題研究報告書の審査に合格した者に対し、学位を授与する。

《経済学専攻》

1. 経済分野において、地域経済や産業発展などの現状を把握し、理論に基づく実証的な分析を行うことができる者に修士(経済学)を授与する。
2. 地域づくり分野において、地域行政や地域産業などの現状を把握し、理論に基づく実証的な分析を行うことができる者に、修士(地域学)を授与する。

《現代ビジネス専攻》

1. ビジネス・会計・観光分野において、マーケティングや会計、観光などの専門的職業人として組織の経済活動を担うことができる者に、修士(商学)を授与する。
2. マネジメント分野において、経営管理や財務管理などの専門的職業人として組織の経済活動を担うことができる者に、修士(経営学)を授与する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

博士前期課程は、前述の学位の授与方針に掲げる理論的及び実証的な研究を行わせるために、専攻分野に関する授業科目を体系的に編成し、講義、セミナー、演習等を適切に組合せた高度な授業と優れた研究指導を行う。

《経済学専攻》

1. 経済学専攻では、グローバル化、リージョナル化、情報化及びサービス化それぞれの現状を把握し、理論に基づく科学的分析を遂行する技能を身につけることができるカリキュラムを設置する。
2. 経済分野とその関連分野または地域づくり分野とその関連分野で幅広く高度な専門知識と実践的応用力を身につけることができる科目で構成される。

《現代ビジネス専攻》

1. 現代ビジネス専攻では、企業環境を意識して、ビジネスで競争優位を担うビジネスパーソン、マーケティング分野の専門的職業人、戦略的マーケティングにおけるICT活用人材の育成を目的としたカリキュラムを設置する。
2. ビジネス・会計・観光分野とその関連分野またはマネジメント分野とその関連分野で幅広く高度な専門知識と実践的応用力を身につけることができる科目で構成される。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

博士前期課程は、次の各専攻に関する知識・能力・意欲を持った国内外の人材から、本学の卒業生のみならず、他大学からの進学者、社会人、留学生から、専門的な知識や研究意欲を多角的に評価し、入学者選抜を行う。

《経済学専攻》

1. 経済・地域への関心とその基礎的知識を持っている人。
2. 経済・地域に関する研究を通じて高度な専門知識とその実践的応用能力を身につけようとする意欲のある人。
3. 修了後、関連分野において指導的役割を果たすことを希望する人。

《現代ビジネス専攻》

1. コマース・マネジメントへの関心とその基礎的知識を持っている人。
2. コマース・マネジメントに関する研究を通じて高度な専門知識とその実践的応用能力を身につけようとする意欲のある人。
3. 修了後、関連分野において指導的役割を果たすことを希望する人。

＜博士後期課程＞

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

経済・ビジネス専攻では、経済学と現代ビジネスの領域を相互に補うカリキュラムで、現代のニーズに応えることのできる人材を育成する。博士前期課程での専門知識をさらに深め、高度な専門性を有する優秀な研究者や教育者などの育成を目指している。経済学と現代ビジネスの領域で、豊かな学識に基づく高度な専門性と自立して研究活動を行える能力を持ち、社会の各方面で指導的役割を担える高度専門職及び研究・教育職を養成する。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

博士後期課程は、所定の単位を修得し、次の能力を備えかつ独創性を含む内容の博士学位論文等の最終審査に合格した者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 経済学領域の経済学分野において、経済理論と応用経済学などを中心に最先端の知識を身につけ、研究者あるいは専門的職業人として実践的に応用できる者に、博士(経済学)を授与する。
2. 経済学領域の地域づくり分野において、地域政策と地域産業などを中心に最先端の知識を身につけ、研究者あるいは専門的職業人として実践的に応用できる者に、博士(経済学)を授与する。
3. 現代ビジネス領域のビジネス・会計・観光分野において、マーケティング、財務会計、観光などを中心に最先端の知識を身につけ、研究者あるいは専門的職業人として実践的に応用できる者に、博士(商学)を授与する。
4. 現代ビジネス領域のマネジメント分野において、経営理論と国際経営システムなどを中心に最先端の知識を身につけ、研究者あるいは専門的職業人として実践的に応用できる者に、博士(経営学)を授与する。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

博士後期課程は、学位授与方針で示す能力を大学院生が身につけることができるよう、次に挙げる方針に基づき、研究者として自立し、高度な水準で研究成果を上げるための体系的なカリキュラムを編成する。

1. 経済学領域の経済分野では、経済理論と応用経済学など、経済学領域の地域づくり分野では、地域政策と地域産業などを中心に最先端の知識とその実践的応用能力を身につけることができるカリキュラムを設置する。
2. 現代ビジネス領域のビジネス・会計・観光分野では、マーケティング、流通システム、財務会計及び観光産業など、現代ビジネス領域のマネジメント分野では、経営理論、国際経営システム及び人的資源管理などを中心に最先端の知識とその実践的応用能力を身につけることができるカリキュラムを設置する。
3. 幅広く深い教養と創出への意欲を育成するため、経済学、地域学、商学、経営学において共有基盤となる基幹科目を開講し、博士論文作成に係る調査・分析の手法を指導する特別研究科目、論文演習科目を設け、学生一人ひとりが専門分野について深く考察できる体制を整え、研究指導計画に沿った研究支援を行う。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

博士後期課程は、次の知識・能力・意欲、研究等における遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的かつ総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 経済・コマーシ・マネジメントへの関心とその深い専門的な知識を持っている人。
2. 経済・コマーシ・マネジメントに関する研究を通じてより最先端の知識とその実践的応用能力を身につけようとする意欲のある人。
3. 修了後、関連分野において研究者として、あるいは専門的職業人として主導的役割を果たすことを希望する人。

2. 工学研究科

<博士前期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

建学の理想である「産学一如」の実現を目指し、地域、社会及び産業界の要請に対応する人材を輩出すべく、物事を総合的な観点からとらえ、持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取り組みを実施し、その発展に貢献できる産業技術を創出、展開できる心身共に健全な人間教育の実践に努めている。

【3つのポリシー】

（学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー）

工学研究科では、次の能力を備え、本課程修了に必要な30単位以上を取得し、かつ修士学位論文または特定の課題を作成し審査に合格した者に修士（工学）の学位を授与する。

1. 工学研究科の各研究分野における基本的な学識はもとより、隣接及び関連分野における学識を有する。
2. 産業技術デザイン領域において、将来にわたって社会的な貢献ができる。
3. 国際社会や地域社会を牽引する幅広く深い知識を備え、高度な専門性を必要とする職業活動を担うことができる。

（教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー）

工学研究科では、「機械システム分野」、「電気情報技術分野」、「物質生命化学分野」、「土木デザイン分野」、「建築デザイン分野」の5つの研究分野のいずれか1つの研究分野を拠点としつつ、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラム構成とする。

1. 国際社会や地域社会及び産業界の多様な要請に対応するため、研究開発能力の養成を目的とする教育プログラムを設置する。
2. 必要に応じて他の4研究分野における教育を受け、幅広く学識を身につけることができるカリキュラムで編成する。
3. 実践力及び応用力を養成する大学院共通科目として、高度基盤研究およびプロジェクト実践演習に代表される高度プロジェクト型研究科目を設置する。

（入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー）

工学研究科では、次の知識・能力・意欲を持った国内外の人材として、本学の卒業生のみならず、他大学からの進学者、社会人、留学生から、専門的な知識や研究意欲を多角的に評価し、入学者選抜を行う。

1. ものづくりの基本となる理数系科目の学力を有する人。
2. 身につけた学識をSDGs達成に向けたグローバルかつユニバーサルな取り組み及び社会や産業界において発揮することについて強い意欲を持つ人。
3. 国際社会や地域社会の課題に強い関心を持ち、専門的な知識・技術・技能を用いて主体的に課題解決に取り組み、目的意識を持って時代を切り開く意志を持つ人。

<博士後期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

工学の専門分野における高度な研究開発能力もしくは大学（大学院を含む）の教育課程において専門教育を担う能力を身につけた人材を輩出すべく、研究対象に対する旺盛な探究心と研究遂行に強い意志を有する心身共に健全な人間教育の実践に努めている。

【3つのポリシー】

（学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー）

工学研究科では、次の能力を備え、本課程修了に必要な10単位以上を取得し、かつ博士学位論文等の最終審査に合格した者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 研究者として自立し、工学の専門分野における高度な研究開発能力を意欲的に活用できる。
2. 大学（大学院を含む）の教育課程において専門教育を担う能力を身につけ、学術的な見地から社会の様々な課題を解決できる。
3. 専門研究分野だけでなく、幅広く人々との協調・協力により、国際社会や地域社会の発展に貢献できる。

（教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー）

工学研究科では、前期課程を構成する5研究分野を統合した産業技術デザイン分野を設置し、高度な専門知識及び高度な研究開発能力を養成するため、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 段階的に知識及び能力を養成するため、1年次および2年次に各研究指導教員が担当する「特別演習」を配当する。
2. 3年次に研究成果をまとめて博士学位論文を作成するための「特別研究」を配当する。
3. 昼夜開講制をとり、社会人に配慮した教育研究指導を行いながら、身につけた成果を国際社会や地域社会に還元できる人材を育成する。

（入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー）

工学研究科では、次の幅広い知識・技能、研究・開発における遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的かつ総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 先駆的かつ高度で専門的な工学の研究を目指すにふさわしい基礎的な研究能力を持つ人。
2. 研究対象に対する旺盛な探究心と研究遂行に強い意志を有する人。
3. SDGs達成に向けた国際的かつ普遍的な課題に取り組みながら、社会や産業界における実践的な活動の経験に立ち、真理を探究する強い意志を有する人。

3. 芸術研究科

<博士前期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

芸術研究科では、21世紀の知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材など、多様化する社会に応えられる有為な人材を養成することを目的としている。博士前期課程は、学部における芸術諸分野の専門的な教育との繋がりに配慮しつつ、専門性と学際性の両立のできる美術研究家、アーティスト、デザイナー、クリエイター、写真家や映像作家等の人材養成を目標に、高度な芸術教育を行う。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

芸術研究科では、次の能力を備えかつ修了制作、学位論文等の最終審査に合格した者に博士前期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 研究を通じて修得した芸術諸領域における専門的な知識・技術・技能を社会の様々な場面で適切に活用できる。
2. 多様な社会的課題に対し、個性的、革新的な創造力や表現力、高度なコミュニケーション力や論理的思考力を発揮し、独創的、合理的に課題解決ができる。
3. 国際社会や地域社会を芸術の分野から牽引する幅広く深い芸術的素養を備え、高度な専門性を必要とする職業活動や作家活動等を担うことができる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

芸術研究科では、学位授与方針で示す能力を修得できるように、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 芸術の新しい課題に対応できる個性と感性及び創造力や表現力を持った人材を育成する。
2. 講義、演習等の授業科目を体系的に組合わせた高度な授業を通して、自身の専門分野を含めた幅広い知識・技術・技能を学び、多様な芸術領域でリーダーとして中心的役割を担う人材を育成する。
3. 芸術分野の研究者として高い倫理観に基づき、国際社会や地域社会の多様な課題を発見し、それを芸術の視点から独創的、合理的に導く能力を修得し、社会に還元できる人材を育成する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

芸術研究科では、次の知識・能力・意欲を持った国内外の人材から、専門的な知識・技術・技能や研究意欲を多角的に評価し、作品評価及び英語を含む専門領域の学力試験及び専門領域に関する口述試験により、芸術表現、デザイン、写真・映像における学士相当の学力を確認する。

1. アーティストやクリエイター、デザイナーや研究者、教育者としての潜在能力に優れ、それらの知識・技術・技能人。
2. 熱意を持って研究に取り組み、21世紀の多様化する社会の要求に芸術の分野で応える志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に関心を持ち、芸術諸領域における専門的な知識・技術・技能を用いて主体的に課題解決に取り組む人。

<博士後期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

芸術研究科では、21世紀の知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材など、多様化する社会に応えられる有為な人材を養成することを目的としている。博士後期課程は、現代及び未来の芸術文化を担う高次元の研究者や教育者、アーティストやクリエイター、デザイナー、プロデューサーなどの養成を目標に、高度な芸術研究を行う。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

芸術研究科では、次の能力を備えかつ学位論文（研究指導教員の指導により作品を加えることができる）等の最終審査に合格した者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 研究者として自立し、高度な研究活動を行うために必要な高い倫理観に基づき、芸術諸領域における高度な知識・技術・技能を生かして、研究創作や研究開発等を遂行できる。
2. 優れた指導力を発揮し、未来の芸術文化を担う豊かな学識や学際的な見地から、社会の様々な課題を解決できる。
3. 多様な分野の人と協調、協力し、国際社会や地域社会の発展に貢献できる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

芸術研究科では、学位授与方針で示す能力を修得し、研究者として自立し、高度な水準の研究成果を上げることができるよう、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 芸術諸領域における高度な知識・技術・技能、研究創作や研究開発等の遂行力を修得し、社会で活躍できる自立した人材を育成する。
2. 研究分野において必要な倫理観と優れた指導力、豊かな学識や学際的視点を備えた人材を育成する。
3. 修得した能力を国際社会や地域社会に還元できる人材を育成する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

芸術研究科では、芸術諸領域における知識・技術・技能、研究創作や研究開発等の遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識・技術・技能や研究意欲を多角的に評価し、作品評価及び専門領域に関する口述試験により、国際社会や地域社会の発展を芸術の分野から牽引できる修士相当の能力を確認する。

1. 高次元のアーティストやデザイナー、研究者等としての能力に優れ、将来の芸術文化を担う強い意思のある人。
2. 指導的な立場で、21世紀の多様化する社会の要求に芸術の分野で応える志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に芸術的視点から取り組む探究心があり、課題解決のために高度で専門的な知識・技術・技能、研究創作や研究開発等の遂行力を活用しようとする人。

4. 国際文化研究科

<博士前期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

国際文化研究科は、国際文化研究分野と臨床心理学研究分野の2領域からなる。それぞれの分野とも、現代のグローバル化社会において文化・教育、臨床心理学の各領域で活躍できる人材を養成する。国際文化研究分野では、欧米文化、日本・アジア文化、教育に関する深い知識を身につけた専門的職業人や研究者、教員を育成する。臨床心理学研究分野では、現代社会のニーズに応じた幅広い領域において、心理的ケアを行える実践家と研究者を育成する。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

国際文化研究科では、本研究科課程の修了に必要な単位を修得し、かつ学位論文等の最終審査に合格した者で次の能力を備えた者に博士前期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 各研究分野の研究や実践を通して修得した専門的な知識・技術・技能を用いて、研究者や実践家として社会の様々な場面で適切に活用できる。
2. 多様な社会的課題に対し、各研究分野で培った高度なコミュニケーション力、論理的思考力、創造力を発揮し、合理的、効果的に課題解決ができる。
3. 国際社会や地域社会を、国際文化または臨床心理学の視点から俯瞰的に分析でき、高度な専門性を必要とする職業活動を担うことができる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

国際文化研究科では、学位授与方針で示す能力を修得できるように、次に挙げる方針に基づき、社会に必要な基礎的な科目として共通科目を開講し、国際文化研究分野、臨床心理学研究分野の研究を深める専門科目を設け、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 国際文化・臨床心理学研究分野ともに、高いコミュニケーション能力と創造性を基盤とする豊かな教養と人間性を持った人材を育成する。
2. 講義、演習、実習の授業科目を体系的に組合わせた高度な授業を通して、幅広い知識・技術・技能を学び、国際文化、臨床心理学領域を含む幅広い分野でリーダーとして中心的役割を担う人材を育成する。
3. 国際文化・臨床心理学分野の研究者として高い倫理観に基づき、国際社会や地域社会の多様な課題を発見し、それをそれぞれの研究分野の専門性に基づき解決できる能力を身につけ、社会に還元できる人材を育成する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

国際文化研究科では、次の知識・能力・意欲を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 文化、教育、臨床心理の領域で必要な専門的な知識・技術・技能を身につける意欲のある人。
2. 熱意を持って研究や実践実習に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献しようとする志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に強い関心を持ち、文化・教育・臨床心理に係る専門的な知識・技術・技能を用いて主体的に課題解決に取り組もうとする人。

<博士後期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

国際文化研究科は、現代のグローバル化社会において文化・教育、臨床心理学の各領域で高度な専門性を生かして活躍できる人材の養成を行う。欧米文化、日本・アジア文化、臨床心理の諸研究・実践に必要な高度な知識と技術を涵養し、実証的・独創的研究および高度専門職としての実践に必要な優れた能力を育成する。世界や日本の思想・文芸・歴史・心理等に関する深い理解に基づく、各研究分野に関する俯瞰的な知識体系の構築及び高度な研究能力のみならず、語学力を含めた高度なコミュニケーション能力と実践力を身につけさせる。各研究分野で、研究者や高度専門職として自立し、優れた成果を上げるために必要とされる能力を身につけさせる。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

国際文化研究科では、本研究科課程の修了に必要な単位を修得し、かつ学位論文の最終審査に合格した者で次の能力を備えた者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 高度な研究・実践活動を行うために必要な高い倫理観に基づき、専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を意欲的に活用し、研究者または指導的実践家として自立できる。
2. 多様な社会的課題に対し、各研究分野で培った高度なコミュニケーション力、論理的思考力、創造力を用いて、合理的、効果的に学術的な見地から社会の様々な課題を解決できるよう、すぐれた指導力を発揮できる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

国際文化研究科では、学位授与方針で示す能力を大学院生が身につけることができるよう、次に挙げる方針に基づき、研究者や指導的実践家として自立し、高度な水準の研究成果や実績を上げるため、特別研究科目を必修科目として、研究遂行に必要な知識の修得のため特別演習科目を選択科目として開講し、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 文化、教育、臨床心理の各領域について、高度で専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を修得し、社会で活躍できる自立した人材を育成する。
2. 研究分野において必要な倫理観と学際的視点を備えた人材を育成する。
3. 語学力を含めた高度なコミュニケーション能力と実践力を身につけ、成果を国際社会や地域社会に還元できる人材を育成する。
4. 博士論文作成に係る調査・分析の手法を指導する特別研究科目、特別演習科目を開講し、学生一人ひとりが専門分野について深く考察できる体制を整え、研究指導計画に沿った研究支援を行う。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

国際文化研究科は、次の幅広い知識・技能、研究・開発における遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的かつ総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 世界や日本の文化及び人間心理に旺盛な探究心を持ち、高度な研究活動を通して成果を上げることに強い意志のある人。
2. 指導的な研究者や実践家の立場で、持続可能な社会の発展に積極的に貢献しようとする意志のある人。
3. 国際社会や地域社会の課題に取り組む探求心があり、課題解決のために、高度なコミュニケーション能力と実践力を含む専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を活用しようとする人。

<博士前期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

「社会と人間のためのIT（情報技術）」を教育研究の理念とし、データサイエンス・人工知能、IoT・セキュリティを含む情報科学・情報技術を基礎から応用まで深く修得し、高度情報社会の諸問題に対応できる高度専門職業人及び研究開発者の養成を目指している。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

次の能力を備えかつ修士学位論文等の最終審査に合格した者に博士前期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 情報科学・情報技術を基礎から応用まで体系的に修得し、高度情報社会の諸問題に対応できる。
2. 「社会と人間」を意識する、広い視野に立った高度な専門職業人及び研究開発者として活動できる。
3. 国際社会や地域社会の多様な課題に対し、高度なコミュニケーション力や論理的思考力、創造力を発揮し、適切に解決できる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

学位授与方針で示す能力を身につけることができるよう、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 学生自身の研究分野ならびに関連分野以外の内容も幅広く履修する教育カリキュラムを編成する。
2. 最先端の情報科学・情報技術を理解・応用できる人材を育成できるカリキュラムを編成する。
3. 遠隔授業や昼夜開講制を取り入れ、企業技術者や情報教育担当者などの社会人が継続して学べる機会を提供する。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

次の知識・能力・意欲を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 情報科学・情報技術に関する基礎知識を身につけている人。
2. 英語や日本語によるコミュニケーション力を有する人。
3. 高度情報社会を支える強い意欲のある人。

情報分野の学部教育を受けてきた従来型の進学者のみならず、情報分野以外の学部教育を受けてきた進学者や企業技術者、中等初等教育担当者、高等教育機関の教職員も積極的に受け入れる。

<博士後期課程>

【人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的】

「社会と人間のためのIT（情報技術）」を教育研究の理念とし、高度情報社会の発展を担い、研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究開発能力や問題解決能力を持つ高度専門職業人及び研究開発者の養成を目指している。

【3つのポリシー】

(学位の授与方針：ディプロマ・ポリシー)

次の能力を備えかつ博士学位論文等の最終審査に合格した者に博士後期課程の修了を認定し、学位を授与する。

1. 専攻分野において研究者として自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する。
2. 優れた教育力・指導力を発揮し、学術的な見地から高度情報社会の様々な課題を解決できる。
3. 多様な人々との協調・協力により、国際社会や地域社会の発展に貢献できる。

(教育課程編成・実施の方針：カリキュラム・ポリシー)

学位授与方針で示す能力を身につけることができるよう、次に挙げる方針に基づき、体系的なカリキュラムを編成する。

1. 高度な研究活動を自立的に行う人材を育成する。
2. 1年次～3年次において「情報科学特別セミナー」及び各研究指導教員が担当する「情報科学特別研究Ⅰ」、「情報科学特別研究Ⅱ」を履修し、博士学位取得を目指しての研究及び学位論文作成を行う。
3. 遠隔授業や昼夜開講制を取り入れ、社会人学生の事情に配慮した教育研究指導を行う。

(入学者の受け入れ方針：アドミッション・ポリシー)

次の幅広い知識・技能、研究・開発における遂行力を持った国内外の人材から、専門的な知識や研究意欲を多角的かつ総合的に評価し、入学者選抜を行う。

1. 情報科学・情報技術の基礎から応用までの広範な知識と能力を有する人。
2. 研究対象に対する旺盛な探求心と研究遂行に強い意志を持つ人。
3. 国際社会や地域社会の課題に取り組むために必要な高度で専門的な知識・技能、研究・開発における遂行力を活用しようとする人。博士前期課程からの進学者のみならず企業等の研究開発機関で現在活躍している中堅研究開発者も積極的に受け入れる。

別表第1 研究科の授業科目、単位数及び履修方法

I. 経済・ビジネス研究科

1 授業科目及び単位数

経済学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習 A	2
	プロジェクト実践演習 B	2
	プロジェクト実践演習 C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

区分	授業科目	単位
基礎科目	*経済理論特講	2
	*経済・経営思想特講	2
	*経済・経営史特講	2
	*経済政策特講	2
	*国際経済特講	2
	*経済・経営統計特講	2
	*ファイナンス特講	2
	*地域学特講	2
	*地域づくり特講	2
	観光学特講	2
	地域観光特講	2
	会計学特講	2
	マーケティング特講	2
	経営学特講	2
	経営戦略特講	2
	情報処理特講	2
	流通システム特講	2
	租税法特講	2
	ソーシャル・イノベーション特講	2
	スポーツマネジメント特講	2
	インターンシップ	2
	科留学目生	2
		2

区分			授業科目	単位
専門科目	経済分野	研究科目	経済理論研究	2
			政治経済学研究	2
			経済・社会思想研究	2
			日本経済史研究	2
			西洋経済史研究	2
			統計・計量研究	2
			農業経済学研究	2
			金融論研究	2
			財政学研究	2
			経済・社会政策研究	2
			国際・経済発展論研究	2
			環境政策研究	2
			租税法研究	2
		セミナー科目	経済理論セミナー	2
			政治経済学セミナー	2
			経済・社会思想セミナー	2
			日本経済史セミナー	2
			西洋経済史セミナー	2
			統計・計量セミナー	2
			農業経済学セミナー	2
			金融論セミナー	2
			財政学セミナー	2
			経済・社会政策セミナー	2
	国際・経済発展論セミナー	2		
	環境政策セミナー	2		
	租税法セミナー	2		
	課題研究	経済課題研究 1	2	
		経済課題研究 2	2	
	演習科目	経済学演習 1	2	
		経済学演習 2	2	

区分		授業科目		単位
専門科目	地域づくり分野	研究科目	地域政策研究	2
			地域マネジメント研究	2
			地域産業研究	2
			地域社会研究	2
			地域法制研究	2
		セミナー科目	地域政策セミナー	2
			地域マネジメントセミナー	2
			地域産業セミナー	2
			地域社会セミナー	2
			地域法制セミナー	2
		課題研究	地域づくり課題研究 1	2
			地域づくり課題研究 2	2
		演習科目	地域づくり演習 1	2
			地域づくり演習 2	2

現代ビジネス専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習 A	2
	プロジェクト実践演習 B	2
	プロジェクト実践演習 C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

区分		授業科目	単位
基礎科目	基礎科目	*経済・経営統計特講	2
		*ファイナンス特講	2
		*観光学特講	2
		*地域観光特講	2
		*会計学特講	2
		*マーケティング特講	2
		*経営学特講	2
		*経営戦略特講	2
		*情報処理特講	2
		*流通システム特講	2
		*スポーツマネジメント特講	2
		経済理論特講	2
		経済・経営思想特講	2
		経済・経営史特講	2
		経済政策特講	2
		国際経済特講	2
		租税法特講	2
		地域学特講	2
		地域づくり特講	2
		ソーシャル・イノベーション特講	2
		インターンシップ	2
	生留科目	日本語経済特講	2
		日本語経営特講	2

区分		授業科目		単位
専門科目	ビジネス・会計・観光分野	研究科目	マーケティング研究	2
			広告戦略研究	2
			流通システム研究	2
			リスクマネジメント研究	2
			観光学研究	2
			アジア観光研究	2
			観光産業研究	2
			財務会計研究	2
			原価管理研究	2
			企業税務研究	2
			会計情報システム研究	2
			会計学研究	2
			ホスピタリティ・ビジネス研究	2
			スポーツマーケティング研究	2
		セミナー科目	マーケティングセミナー	2
			広告戦略セミナー	2
			流通システムセミナー	2
			リスクマネジメントセミナー	2
			観光学セミナー	2
			アジア観光セミナー	2
			観光産業セミナー	2
			財務会計セミナー	2
			原価管理セミナー	2
			企業税務セミナー	2
			会計情報システムセミナー	2
			会計学セミナー	2
			ホスピタリティ・ビジネスセミナー	2
			スポーツマーケティングセミナー	2
課題研究	現代ビジネス課題研究 1	2		
	現代ビジネス課題研究 2	2		
演習科目	現代ビジネス演習 1	2		
	現代ビジネス演習 2	2		
専門科目	マネジメント分野	研究科目	経営管理研究	2
			企業財務研究	2
			人的資源管理研究	2
			国際経営研究	2
			経営情報研究	2
			国際・地域経営研究	2
			経営学研究	2
			経営戦略研究	2
			ビジネス・イノベーション研究	2
			スポーツマネジメント研究	2
		セミナー科目	経営管理セミナー	2
			企業財務セミナー	2
			人的資源管理セミナー	2
			国際経営セミナー	2
			経営情報セミナー	2
			国際・地域経営セミナー	2
			経営学セミナー	2
			経営戦略セミナー	2
			ビジネス・イノベーションセミナー	2
			スポーツマネジメントセミナー	2
		課題研究	マネジメント課題研究 1	2
			マネジメント課題研究 2	2
演習科目	マネジメント演習 1	2		
	マネジメント演習 2	2		

経済・ビジネス専攻 博士後期課程

区分			授業科目	単位
基幹科目			*経済・ビジネス特論	2
			経済学特論	2
			商学特論	2
			経営学特論	2
経済学領域	経済分野	究特 科別 目研	経済学特別研究	4
		論文 演習 科目	経済学論文演習 1	4
			経済学論文演習 2	4
	地域づくり分野	究特 科別 目研	地域づくり特別研究	4
		論文 演習 科目	地域づくり論文演習 1	4
			地域づくり論文演習 2	4
現代ビジネス領域	ビジネス・会計・観光分野	究特 科別 目研	現代ビジネス特別研究	4
		論文 演習 科目	現代ビジネス論文演習 1	4
			現代ビジネス論文演習 2	4
	マネジメント分野	究特 科別 目研	マネジメント特別研究	4
		論文 演習 科目	マネジメント論文演習 1	4
			マネジメント論文演習 2	4

2 履修方法等

(1) 博士前期課程

- ① 学生は、「専修コース」または「研究者養成コース」のいずれかを選択するものとする。
- ② 「専修コース」は課題研究の担当教員、「研究者養成コース」は演習の担当教員を主研究指導教員とし、授業科目の選択および課題研究報告書または学位論文の作成その他について指導を受けるものとする。
- ③ 「研究者養成コース」においては、原則として同一専攻内の演習担当教員1名を副研究指導教員とする。
- ④ 学生は、2年以上在学し、30単位以上修得するものとする。ただし、特に優れた業績をあげた者の在学期間は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ⑤ 修了に必要な30単位以上の修得は、以下のとおりとする。

a. 経済学専攻

コース	基礎科目		研究科目	セミナー科目	課題研究 科目	演習科目	合計
	基礎科目	留学生科目					
専修コース	10～16単位以上	(2単位)	6単位以上	4単位以上	4単位		30単位以上
研究者養成コース	10～16単位以上	(2単位)	8単位以上	6単位以上		6単位	30単位以上

- ※1 基礎科目は、指定する科目（*印）を6単位以上修得しなければならない。
- ※2 外国人留学生は、留学生科目2単位以上を修得するものとする。なお、留学生科目2単位を基礎科目に読み替えることができる。
- ※3 専修コースの学生は、研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位、及び課題研究4単位を修得するものとする。
- ※4 研究者養成コースの学生は、主研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位、及び演習4単位、さらに副研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位及び演習の2単位を修得するものとする。

b. 現代ビジネス専攻

コース	基礎科目		研究科目	セミナー科目	課題研究 科目	演習科目	合計
	基礎科目	留学生科目					
専修コース	10～16単位以上	(2単位)	6単位以上	4単位以上	4単位		30単位以上
研究者養成コース	10～16単位以上	(2単位)	8単位以上	6単位以上		6単位	30単位以上

- ※1 基礎科目は、指定する科目（*印）を6単位以上修得しなければならない。
- ※2 外国人留学生は、留学生科目2単位以上を修得するものとする。なお、留学生科目2単位を基礎科目に読み替えることができる。
- ※3 専修コースの学生は、研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位、及び課題研究4単位を修得するものとする。
- ※4 研究者養成コースの学生は、主研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位、及び演習4単位、さらに副研究指導教員の研究科目2単位、セミナー科目2単位及び演習の2単位を修得するものとする。
- ⑥ 全研究科共通科目を10単位を限度として修了に必要な基礎科目又は研究科目の修得単位に加えることができる。
- ⑦ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目及び他研究科、他専攻並びに基礎となる学部・部・学科の授業科目の履修を認めることができる。なお、修了に必要な基礎科目又は研究科目の単位として認定することができる単位は、前⑥の全研究科共通科目と合わせて10単位以内とする。
- ⑧ 学生は、所定の期日までに、修士論文または課題研究報告書を大学院事務室に提出するものとする。
- ⑨ その他授業科目の履修及び研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(2) 博士後期課程

- ① 学生は、3年以上在学し、論文演習担当の研究指導教員に、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受けるものとする。ただし、特に優れた業績をあげた者の在学期間は、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ② 学生は、必修科目2単位及び研究指導教員の特別研究、論文演習1・2の12単位、合計14単位を修得するものとする。ただし、取得を目指す博士の学位と異なる修士の学位を有する者は、取得を目指す学位と同じ分野の基幹科目2単位を修得し、合計16単位を修得するものとする。
- ③ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目の履修を認めることができる。なお、修得した単位は修了に必要な単位として認定されない。
- ④ 特別研究、論文演習1・2の単位認定は、研究報告書の評価によって行う。なお、論文演習2の研究報告書は、原則として20,000字程度とし、履修年度の所定の期日までに提出するものとする。
- ⑤ 学生は、指導教員と相談の上、研究遂行に必要な知識の修得のため、4単位の特別研究を担当する教員の許可を得て履修することができる。なお、修得した単位は修了単位として認定されない。
- ⑥ 博士の学位論文の審査、その他必要な事項は別に定める。
- ⑦ 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する学生は、研究指導教員に、各学期14回の学位論文指導を受けなければならない。

II. 工学研究科

1 授業科目及び単位数

産業技術デザイン専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習 A	2
	プロジェクト実践演習 B	2
	プロジェクト実践演習 C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

区分			授業科目	単位
専門科目	必修科目	機械システム分野	機械システム特別研究Ⅰ 機械システム特別研究Ⅱ	2 6
		電気情報技術分野	電気情報技術特別研究Ⅰ 電気情報技術特別研究Ⅱ	2 6
		物質生命科学分野	物質生命化学特別研究Ⅰ	2
			物質生命化学特別研究Ⅱ	6
			バイオロボティクス特別研究Ⅰ	2
			バイオロボティクス特別研究Ⅱ	6
		土木分野	土木デザイン特別研究Ⅰ	2
			土木デザイン特別研究Ⅱ	6
		建築分野	建築デザイン特別研究Ⅰ	2
			建築デザイン特別研究Ⅱ	6

区分			授業科目	単位
専門科目		共通	産業技術デザイン実務実習	2
		機械システム分野	機械システム特別演習Ⅰ	2
	機械システム特別演習Ⅱ		2	
	材料力学特論Ⅰ		2	
	材料力学特論Ⅱ		2	
	応力解析学特論		2	
	機械力学特論		2	
	振動工学特論		2	
	流体工学特論		2	
	熱工学特論		2	
	機械工作特論		2	
	精密工作特論		2	
	機械設計特論		2	
	エネルギー変換工学特論		2	
	数値解析特論		2	
	ロボティクス特論Ⅰ		2	
	ロボティクス特論Ⅱ		2	
	制御工学特論Ⅰ		2	
	制御工学特論Ⅱ		2	
	メカトロニクス特論		2	
	最適化理論特論		4	
	数値計算法特論		4	
	微分幾何学特論		4	
	応用数学特論		4	
	電気情報技術分野		電気情報技術特別演習Ⅰ	2
			電気情報技術特別演習Ⅱ	2
			電気エネルギー工学特論	2
			電気エネルギー環境基礎特論	2
			電磁気学特論	2
		回路とシステム特論	2	
		電気電子計測特論	2	
		電子物性特論	2	
		エネルギー材料工学特論	2	
		超電導工学特論	2	
		制御システム特論	2	
		波動情報工学特論	2	
		ディジタルシステム特論	2	
		光通信工学特論	2	
		通信システム工学特論Ⅰ	2	
		通信システム工学特論Ⅱ	2	
		ソフトウェア基礎特論	2	
		パワーエレクトロニクス特論	2	

区分			授業科目	単位
専門科目	選択科目	物質生命化学分野	物質生命化学特別演習Ⅰ	2
			物質生命化学特別演習Ⅱ	2
			バイオロボティクス特別演習Ⅰ	2
			バイオロボティクス特別演習Ⅱ	2
			無機化学特論	2
			有機化学特論	2
			有機合成化学特論	2
			物理化学特論	2
			環境化学特論	2
			分析化学特論	2
			物質環境化学特論Ⅰ	2
			物質環境化学特論Ⅱ	2
			生物有機化学特論	2
			生物化学工学特論	2
			植物分子生物学特論	2
			微生物工学特論	2
			生物分離工学特論	2
			応用生物学特論	2
			分子細胞生物学特論	2
			食品栄養化学特論	2
			食品製造特論Ⅰ	2
			食品製造特論Ⅱ	2
			応用生命化学特論Ⅰ	2
			応用生命化学特論Ⅱ	2
			バイオメカニクス特論Ⅰ	2
			バイオメカニクス特論Ⅱ	2
			組織工学特論	2
		土木デザイン分野	土木デザイン特別演習Ⅰ	2
			土木デザイン特別演習Ⅱ	2
			風景デザイン特論	2
			河川デザイン特論	2
			生態学特論	2
			応用生態学特論	2
			海岸防災工学特論	2
			沿岸環境保全特論	2
			応用水理学特論	2
			地下水工学特論	2
			建設工学特論	2
			維持管理工学特論	2
			構造工学特論	2
			耐震工学特論	2
			コンクリート構造工学特論	2
			建設材料特論	2
			地盤工学特論	2
			環境地盤工学特論	2
			都市防災学特論	2
			防災計画学特論	2

産業技術デザイン専攻 博士後期課程

区分			授業科目	単位
産業技術デザイン分野	特別演習	シ機 ス テ ム 械	機械システム特別演習Ⅰ	2
			機械システム特別演習Ⅱ	2
		情電 報 技 術 気	電気情報技術特別演習Ⅰ	2
			電気情報技術特別演習Ⅱ	2
		生 物 命 化 学 質	物質生命化学特別演習Ⅰ	2
			物質生命化学特別演習Ⅱ	2
			バイオロボティクス特別演習Ⅰ	2
			バイオロボティクス特別演習Ⅱ	2

区分			授業科目	単位
専門科目	選択科目	建築デザイン分野	建築デザイン特別演習Ⅰ	2
			建築デザイン特別演習Ⅱ	2
			施設計画特論	2
			住環境計画特論	2
			空間設計特論	2
			建築設計特論	2
			建築歴史特論Ⅰ	2
			建築歴史特論Ⅱ	2
			保存修景計画特論	2
			都市計画特論	2
			施設計画演習	2
			住環境計画演習	2
			空間設計演習	2
			建築設計演習	2
			都市計画演習	2
			建築環境工学特論	2
			建築設備特論	2
			建築設備設計演習	2
			建築材料特論	2
			構造力学特論Ⅰ	2
			構造力学特論Ⅱ	2
			建築振動特論	2
			合成構造特論	2
			鉄筋コンクリート構造特論	2
			建築構造設計演習	2
			構造デザイン特論	2
			鉄筋コンクリート構造演習	2
	自由科目	イ建 ン 築 分 野 ザ	建築士実務実習Ⅰ	4
			建築士実務実習Ⅱ	4
			建築士実務実習Ⅲ	4

区分			授業科目	単位
産業技術デザイン分野	特別演習	デ土 ザ イ ン 木	土木デザイン特別演習Ⅰ	2
			土木デザイン特別演習Ⅱ	2
		デ建 ザ イ ン 築	建築デザイン特別演習Ⅰ	2
			建築デザイン特別演習Ⅱ	2
	特別研究	共通	産業技術デザイン特別研究	6

2 履修方法等

(1) 博士前期課程

- ① 学生は、特別研究の担当教員（以下「指導教員」という。）から、授業科目の選択及び学位論文等の作成その他全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、2年以上在学し、所定の授業科目について必修科目8単位、選択科目22単位以上、合計30単位以上を修得するものとする。ただし、特に優れた業績を上げた者と認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 学生は、指導教員へ所定の期日までに、学位論文または課題研究報告書を提出するものとする。
- ④ 全研究科共通科目を10単位を限度として修了に必要な選択科目の修得単位に加えることができる。
- ⑤ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目及び他研究科の選択科目の履修を認めることができる。なお、修了に必要な選択科目として認定することができる単位は、前④の全研究科共通科目と合わせて10単位以内とする。
- ⑥ 他研究科の授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめその授業科目担当教員の許可を受けなければならない。

(2) 博士後期課程

- ① 学生は、特別研究担当の研究指導教員（以下「指導教員」という。）から学位論文の作成、その他研究全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、指導教員が担当する特別研究、特別演習Ⅰ・Ⅱを履修し、合計10単位を修得するものとする。ただし、指導教員が必要と認めた場合は、他の特別演習を、当該の特別演習を担当する教員の許可を得て履修することができる。
- ③ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目の履修を認めることができる。なお、修得した単位は修了に必要な単位として認定されない。
- ④ 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長会議の意見を聴取した上で学生が他の大学院、専門職大学院又は研究所等において特別研究に関する必要な研究指導を受けることを認めることがある。
- ⑤ 学位論文には、指導教員が必要と認めた場合は作品を加えることができる。
- ⑥ 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する学生は、指導教員に、各学期14回の学位論文指導を受けなければならない。

Ⅲ. 芸術研究科

1 授業科目及び単位数

造形表現専攻博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習 A	2
	プロジェクト実践演習 B	2
	プロジェクト実践演習 C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

必修科目		
区分	授業科目	単位
総合研究	芸術表現総合研究 I 芸術表現総合研究 II	4
		4
	デザイン総合研究 I デザイン総合研究 II	4
		4
	写真・映像総合研究 I 写真・映像総合研究 II	4
		4
	演習用	4
		4
		4

選択科目			
区分	授業科目	単位	
芸術表現理論	美術史特論	2	
	現代美術特論	2	
	工芸特論	2	
	デザイン特論	2	
	写真特論	2	
	写真作品特論	2	
	映像特論	2	
	造形心理学特論	2	
超演習	造形表現超域演習	4	
	芸術超域演習	2	
特定演習	芸術表現領域	造形表現特定演習（絵画Ａ）	2
		造形表現特定演習（絵画Ｂ）	2
		造形表現特定演習（現代美術Ａ）	2
		造形表現特定演習（現代美術Ｂ）	2
		造形表現特定演習（メディア芸術Ａ）	2
		造形表現特定演習（メディア芸術Ｂ）	2
	デザイン領域	造形表現特定演習（グラフィックデザイン）	2
		造形表現特定演習（イラスト表現）	2
		造形表現特定演習（ビジュアルアート）	2
		造形表現特定演習（工芸）	2
		造形表現特定演習（プロダクトデザイン）	2
		造形表現特定演習（空間演出デザイン）	2
		造形表現特定演習（企画デザイン）	2
		造形表現特定演習（情報デザイン）	2

選択科目			
区分		授業科目	単位
特定演習	写真・映像領域	造形表現特定演習 (写真制作 A)	2
		造形表現特定演習 (写真制作 B)	2
		造形表現特定演習 (映像制作 A)	2
		造形表現特定演習 (映像制作 B)	2
		造形表現特定演習 (写真表現 A)	2
		造形表現特定演習 (写真表現 B)	2
		造形表現特定演習 (映像表現 A)	2
		造形表現特定演習 (映像表現 B)	2

選択科目			
区分		授業科目	単位
特殊演習	芸術表現領域	造形表現特殊演習 (芸術表現 A)	2
		造形表現特殊演習 (芸術表現 B)	2
		造形表現特殊演習 (芸術表現 C)	2
	デザイン領域	造形表現特殊演習 (デザイン A)	2
		造形表現特殊演習 (デザイン B)	2
		造形表現特殊演習 (柿右衛門様式)	2
	写真・映像領域	造形表現特殊演習 (写真の現場)	2
		造形表現特殊演習 (写真の精神)	2

造形表現専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位
共通	芸術表現特論研究	2
	デザイン特論研究	2
	写真・映像特論研究	2
芸術領域表現	芸術表現特別研究Ⅰ	4
	芸術表現特別研究Ⅱ	4
	芸術表現特別研究Ⅲ	4
デザイン領域	デザイン特別研究Ⅰ	4
	デザイン特別研究Ⅱ	4
	デザイン特別研究Ⅲ	4
写真・映像領域	写真・映像特別研究Ⅰ	4
	写真・映像特別研究Ⅱ	4
	写真・映像特別研究Ⅲ	4

区分	授業科目	単位
科選択 目次	論文指導A	2
	論文指導B	2

2 履修方法等

(1) 博士前期課程

- ① 学生は、総合研究の担当教員（以下「指導教員」という。）から、授業科目の選択及び学位論文等の作成その他全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、2年以上在学し、必修科目として、指導教員が担当する総合研究科目 8 単位及び応用演習科目 4 単位、選択科目として、総合研究と同一領域の特定演習科目 4 単位を含め計18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ修士の学位論文又は特定の課題（作品等）についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、特に優れた業績を上げたと認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 全研究科共通科目を10単位を限度として修了に必要な選択科目の修得単位に加えることができる。
- ④ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目及び他研究科の選択科目を履修することができる。なお、修了に必要な選択科目の単位として認定することができる単位は、前③の全研究科共通科目と合わせて10単位以内とする。
- ⑤ 他研究科の授業科目を履修しようとする学生は、あらかじめその授業科目担当教員及び指導教員の承認を必要とする。
- ⑥ 学生は、修士の学位論文又は特定の課題（作品等）についての研究成果の作成に関する計画を、修了しようとする年度の前年度の後学期始めまでに指導教員に提出しなければならない。
- ⑦ 学生は、所定の期日までに、学位論文又は特定の課題（作品等）についての研究の成果について、指導教員に提出するものとする。なお、その基準については別に定める。
- ⑧ 修士の学位論文及び特定の課題（作品等）についての研究の成果の予備審査は、修了年次の前学期末に行うものとする。

(2) 博士後期課程

- ① 学生は、3年以上在学し、必修科目として、研究指導教員が担当する特別研究科目12単位を修得するものとする。ただし、研究指導教員が必要と認めた場合は、共通科目を6単位まで履修することができる。
- ② 学生は、3年間にわたって研究指導教員から必要な研究指導を受けなければならない。また、学位論文（研究指導教員の指導により作品を加えることができる。）の作成、その他研究全般について指導を受けるものとする。
- ③ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目の履修を認めることができる。なお、修得した単位は修了に必要な単位として認定されない。
- ④ 博士の学位論文の予備審査は、3年在学の者は9月、4年以上在学の者は2月又は9月に行うものとする。
- ⑤ 博士の学位論文は、「研究指導」を担当する研究指導教員に提出するものとする。
- ⑥ 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する学生は、研究指導教員に、各学期14回の学位論文指導を受けなければならない。

IV. 国際文化研究科

1 授業科目及び単位数

国際文化専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習A	2
	プロジェクト実践演習B	2
	プロジェクト実践演習C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

区分	授業科目	単位
共通科目	英語文献リーディングⅠ	2
	英語文献リーディングⅡ	2
	英語プレゼンテーションⅠ	2
	英語プレゼンテーションⅡ	2

区分	授業科目	単位
国際文化研究分野	国際文化研究演習Ⅰ	4
	国際文化研究演習Ⅱ	4
	日本・アジア歴史研究 (日本前近代史)	4
	日本・アジア歴史研究 (アジア民族問題・歴史)	4
	日本・アジア歴史研究 (東アジア交流史)	4
	日本・アジア文学研究 (日本中古文学)	4
	日本・アジア文学研究 (日本近世文学)	4
	日本・アジア文学研究 (日本近代文学)	4
	日本・アジア文学研究 (中国語文学)	4
	日本・アジア文学研究 (朝鮮近代文学)	4
	日本・アジア言語研究 (中世日本語論)	4
	日本・アジア言語研究 (韓国語論)	4
	日本・アジア総合研究 (日本語教育史)	4
	日本・アジア総合研究 (教育文化交流史)	4
	日本・アジア総合研究 (東アジア文化論)	4
	日本・アジア総合研究 (民俗学)	4
	アジア言語文献読解Ⅰ	2
	アジア言語文献読解Ⅱ	2
	欧米文学研究 (英米文学)	4
	欧米文学研究 (アイルランド文学)	4
	欧米思想研究 (ドイツ思想)	4
	欧米思想研究 (フランス思想)	4
	欧米総合研究 (アメリカ歴史・政治研究)	4
	欧米歴史研究 (ヨーロッパ史)	4
	欧米言語研究 (生成文法理論・統語論研究)	4
	欧米言語研究 (教育学英語教授法)	4
	欧米言語文献読解Ⅰ	2
	欧米言語文献読解Ⅱ	2
	教育学研究 (教育経営論)	4
	教育学研究 (教育環境論)	4
	教育学研究 (教育哲学)	4
	教育学研究 (教育史)	4
	生涯学習特論	2
	教育実践特論	2
	学校医療特論	2
	教育臨床心理学特論	2
	学校発達心理学特論	2
	教育心理アセスメント特論	2
	教育心理アセスメント実習	2
	学校カウンセリング特論	2
	学校カウンセリング実習	2

区分		授業科目	単位	
臨床心理学研究分野	必修科目	臨床心理学研究演習Ⅰ	4	
		臨床心理学研究演習Ⅱ	4	
		臨床心理学特論	4	
		臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2	
		臨床心理査定演習Ⅱ	2	
		臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2	
		臨床心理面接特論Ⅱ	2	
		臨床心理基礎実習	2	
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習ⅡＡ）	1	
		臨床心理実習Ⅱ	1	
	選択必修科目	Ａ群	心理学研究法特論	2
			臨床心理学研究法特論	2
			心理統計法特論	2
		Ｂ群	教育心理学特論	2
			発達心理臨床学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
			キャリアカウンセリング特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2
		Ｃ群	社会心理学特論	2
			臨床心理関連行政特論	2
			犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2
		Ｄ群	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2
			障害児・者心理学特論	2
			高齢者臨床心理学特論	2
		Ｅ群	心理療法特論	2
			学生相談特論	2
			力動的心理療法特論	2
			投映法特論	2
			認知行動療法特論	2
異文化間カウンセリング特論	2			
選択科目	教育分野に関する理論と支援の展開	2		
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2		
	心の健康教育に関する理論と実践	2		
	心理実践実習Ⅰ	3		
	心理実践実習ⅡＢ	6		

国際文化専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位
国際文化研究分野	国際文化特別研究Ⅰ	4
	国際文化特別研究Ⅱ	4
	国際文化特別研究Ⅲ	4
	国際文化特別演習	4
臨床心理学研究分野	臨床心理学特別研究Ⅰ	4
	臨床心理学特別研究Ⅱ	4
	臨床心理学特別研究Ⅲ	4
	臨床心理学特別演習	4

2 履修方法等

(1) 博士前期課程

- ① 学生は、研究演習を担当する教員を研究指導教員とし、授業科目の選択、論文の作成及びその他研究全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、2年以上在学し、以下の方法で所定の単位を修得するものとする。ただし、特に優れた業績をあげた者の在学期間は、1年以上在学すれば足るものとする。

a. 「国際文化研究分野」

研究指導教員（以下「指導教員」という。）の演習科目8単位、講義科目4単位及び同一研究分野の講義科目12単位を含む講義科目16単位以上及び共通科目から2単位以上、合計30単位以上を修得するものとする。なお、臨床心理学研究分野の必修科目及び選択必修科目E群の授業科目は、履修できないものとする。

b. 「臨床心理学研究」

指導教員の演習科目8単位を含む必修科目24単位、選択必修科目（A群～E群）の各群からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、さらに全研究分野の講義科目から4単位以上、合計38単位以上を修得するものとする。ただし、公認心理師の受験資格を得るためには、次表に掲げる授業科目の単位を修得するものとする。

授業科目	単位
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2
発達心理臨床学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2
犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2
キャリアカウンセリング特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2
教育分野に関する理論と支援の展開	2
家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2
心の健康教育に関する理論と実践	2
心理実践実習Ⅰ	3
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習ⅡA）	1
心理実践実習ⅡB	6

- ③ 全研究科共通科目を10単位を限度として修了に必要な単位に加えることができる。
- ④ 指導教員が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院、他研究科及び基礎となる学部の授業科目の履修を認めることができる。なお、修了に必要な単位として認定することができる単位は、4単位以内とし、前③の全研究科共通科目と合わせて10単位以内とする。

(2) 博士後期課程

- ① 学生は、3年以上在学し、指導教員の担当する授業科目12単位を修得するものとする。
- ② 学生は、指導教員と相談の上、研究遂行に必要な知識の習得のため、4単位の特別演習を履修することができる。
- ③ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目の履修を認めることができる。なお、修得した単位は修了に必要な単位として認定されない。
- ④ 博士の学位論文は、「特別研究」を担当する指導教員に提出するものとする。
- ⑤ 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する学生は、指導教員に、各学期14回の学位論文指導を受けなければならない。

V 情報科学研究科

1 授業科目及び単位数

情報科学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位
共通研究科目	英語プレゼンテーション特論	2
	英語ディスカッション特論 (Critical Topics)	2
	基盤能力特論	2
	プロジェクト実践演習 A	2
	プロジェクト実践演習 B	2
	プロジェクト実践演習 C	4
	生徒指導・進路指導特論	2
	学校心理学特論	2

情報科学専攻 博士後期課程

授業科目	単位
情報科学特別セミナー	2
情報科学特別研究 I	4
情報科学特別研究 II	6

区分	授業科目	単位
専門科目	並列処理技術特論	2
	生命情報学特論	2
	アルゴリズムと計算量特論	2
	ソフトウェア工学特論	2
	データ分析と情報管理特論	2
	計画システム特論	2
	グループウェア特論	2
	ヒューマンコンピュータインタラクション特論	2
	VRと3DCGプログラミング特論	2
	コンピュータビジョンと機械学習特論	2
	ハードウェア設計特論	2
	ネットワークコンピューティング特論	2
	VLSI設計特論	2
	自律分散協調システム特論	2
	情報ネットワーク特論	2
	通信システム特論	2
	情報セキュリティ特論	2
	人安全管理特論	2
	情報処理システム特論	2
共通	産業実務実習	2
	情報数理特論	2
セミナー・演習科目	情報科学セミナー	2
	情報科学特別演習 I	4
	情報科学特別演習 II	4

2 履修方法等

(1) 博士前期課程

- ① 学生は、一つの教育研究分野に所属し、特別演習担当の研究指導教員（以下「指導教員」という。）からセミナー、特別演習、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、2年以上在学し、所定の授業科目について、セミナー・演習科目10単位、専門科目20単位以上、合計30単位以上を修得するものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者と認められた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 全研究科共通科目を10単位を限度として修了に必要な専門科目の修得単位に加えることができる。
- ④ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院及び学部の授業科目の履修を認めることができる。なお、修了に必要な専門科目として認定することができる単位は、前③の全研究科共通科目と合わせて10単位以内とする。
- ⑤ 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長会議の意見を聴取した上で学生が他の大学院、専門職大学院又は研究所等において特別演習に関する必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- ⑥ 学位論文は、所属する教育研究分野の特別演習について指導教員に提出するものとする。
- ⑦ 英文の総合報告を学位論文に代えることができる。

(2) 博士後期課程

- ① 学生は、特別研究担当の研究指導教員（以下「指導教員」という。）から特別研究、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受けるものとする。
- ② 学生は、3年以上在学し、特別セミナー及び指導教員が担当する特別研究 I、IIを履修して、合計12単位を修得するものとする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者と認められた者の在学期間については、1年（ただし、博士前期課程を2年未満で修了した者は2年）以上在学すれば足りるものとする。
- ③ 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院、専門職大学院の授業科目の履修を認めることができる。なお、修得した単位は 修了に必要な単位として認定されない。
- ④ 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長会議の意見を聴取した上で他の大学院、専門職大学院又は研究所等において特別研究に関する必要な研究指導を受けることを認めることができる。
- ⑤ 学位論文は、特別研究を担当する指導教員に提出するものとする。
- ⑥ 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する学生は、指導教員に、各学期14回の学位論文指導を受けなければならない。

別表第2

(1)入学検定料、再入学選考料及び科目等履修生選考料

イ 入学検定料

(単位:円)

種 別		金 額
推 薦 入 学 試 験	本学卒業生又は修了者	16,000
一 般 入 学 試 験	本学卒業生又は修了者	16,000
	他大学卒業生又は修了者	32,000
編 入 学 試 験	本学大学院修了者、退学者又は除籍者	16,000
	他大学大学院修了者又は退学者	32,000
外 国 人 留 学 生 入 学 試 験		30,000

ロ 再入学選考料

(単位:円)

種 別	金 額
再 入 学 選 考 料	16,000

ハ 科目等履修生選考料

(単位:円)

種 別	金 額	
科 目 等 履 修 生 選 考 料	本 学 卒 業 者 及 び 修 了 者	6,000
	本 学 以 外 の 卒 業 者	12,000

(2)入学金

(単位:円)

大学院	本学の卒業生又は修了者	他大学の卒業生又は修了者
経 済 ・ ビ ジ ネ ス 研 究 科	免除	70,000
工 学 研 究 科	免除	110,000
芸 術 研 究 科	免除	130,000
国 際 文 化 研 究 科	免除	70,000
情 報 科 学 研 究 科	免除	110,000

(3)修学費

(単位:円)

種別		大学院	経済・ビジネス 研 究 科	工 学 研 究 科	芸 術 研 究 科	国際文化 研 究 科	情報科学 研 究 科
修 学 費	授業料		470,000	670,000	700,000	470,000	670,000
	教育充実費		120,000	250,000	340,000	120,000	300,000
	合計(年額)		590,000	920,000	1,040,000	590,000	970,000
	分納	第1回	295,000	460,000	520,000	295,000	485,000
		第2回	295,000	460,000	520,000	295,000	485,000
納 付 期 限	分納	第1回	所定の期日				
		第2回					

(注) 1. 第1回分納額には、教育充実費を含む。

2. 博士後期課程において所定の修業年限在学して、所定の単位を修得後、学位論文を提出するために引き続き在学する者の修学費のうち授業料は、経済・ビジネス研究科及び国際文化研究科157,000円、工学研究科及び情報科学研究科224,000円、芸術研究科233,000円とし、教育充実費は免除する。また、修学費は分納できないものとし、納付期限は所定の期日とする。

(4)在籍料(年額)

(単位:円)

種 別	金 額
在 籍 料	120,000

※半期の休学が認められた者の在籍料は、年額の在籍料の半額とする。